

名護市指定地域密着型（介護予防）サービス事業所における 生活相談員の資格要件について

名護市福祉部介護長寿課

【生活相談員資格要件】

次の(1)から(4)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 社会福祉士
- (2) 社会福祉主事任用資格
- (3) 精神保健福祉士
- (4) その他、これらと同等の能力を有すると認められる次のア、イのいずれかに該当する者
 - ア 介護支援専門員
 - イ 介護福祉士

【対象の地域密着型(介護予防)サービス】

- ・地域密着型通所介護
- ・単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

※地域密着型特定施設入居者生活介護については、特に要件はありません。

※令和4年4月1日からの適用とする。なお、令和4年3月31日時点において、生活相談員の職にあるものであって、当該事業所で継続して生活相談員として従事する者については資格要件を満たすものとする。

(参考)

指定地域密着型(介護予防)サービス事業のうち、生活相談員の配置が人員基準として義務づけられている事業があり、その資格要件については指定基準の解釈通知で以下のとおり定められています。

・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について

(平成18年老計発第0331004号)

【地域密着型通所介護】(基準第20条)

【単独型指定認知症対応型通所介護及び併設型指定認知症対応型通所介護】

(基準第42条第1項第1号)

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】(基準第131条)

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力と認められる者でなければならない。